

平成30年度第11回教育研究評議会議事録

日 時 平成31年3月19日(火)14:30～17:45

場 所 事務局棟5階大会議室

出席者 石井、丹沢、木村雅、東郷、堀川、寺村、伊東、本橋、鈴木、日詰、田島、菅野、江口、近藤、小西、塩尻、坂本、川田、木村元、河合、鳥山、平岡、原、恒川、三村、朴、澤田の各評議員

陪席者 鈴木監事、瓜谷、青木、白井、宮原の各学長補佐

I 前回議事録の承認について

平成30年度第10回教育研究評議会議事録(案)を原案どおり承認した。

II 審議事項

1 大学間連携について

議長から、浜松医科大学との法人統合及び大学再編について、資料1により提案があり、審議した。

議長から、3月27日に開催される国立大学法人静岡大学経営協議会へ諮り、3月28日に開催される国立大学法人静岡大学役員会で議決し、3月中に国立大学法人静岡国立大学機構設立及び大学再編に関する合意書(案)及び確認書(案)(以下、「合意書等」という。)に調印したい旨、説明があった。

なお、前回企画戦略会議(3月6日開催)以降の動きについて、学長選考会議議長、退職教員有志一同及び人文社会科学部、理学部及び農学部の同窓会長より留意事項や要請文を受け取っているとの報告があった。

学長選考会議議長からは、大学間連携に関する議論を進めるうえでの留意事項3点((1)静岡大学教職員を含めステークホルダーの納得が得られるよう、丁寧なコミュニケーションを図ること。(2)静岡キャンパスの教育研究活動の活性化に向けた議論を早急に行うこと。(3)大学間、キャンパス間、学部間の壁を低くし、共同プロジェクト等の連携・推進を加速させること。)について、文書及び電話をいただいております。今後更に具体的な論点が詰まってきた際には、逐次、大学の構成員及びステークホルダーへ説明し、引き続き納得が得られるよう努力すること、浜松医科大学の医学分野、看護分野を含めた静岡キャンパスの将来計画を議論する場を連携協議会の専門委員会の一つとして設けること、大学間、キャンパス間、学部間の壁を低くし、共同プロジェクト等の連携・推進を加速させることについては、以前から会議等で伝えており進めていきたいとの発言があった。退職教員有志一同からは、(1)熟議に務めてほしい、(2)これまで作ってきた財産を大事にしてほしいという2点についての要請文をいただいたこと、また、人文社会科学部、理学部及び農学部の同窓会長から、(1)こういう動きに正式には賛成してはいないこと、(2)各学部の話聞く限り、大学の改革に反対しているものではなく、より良い案があると思うので、それについてもう少し時間を掛けて議論してほしいとの意見について検討していただきたいとの要請を受けたとの報告があった。

菅野委員から、議長による冒頭の説明に関連して、(1)学長選考会議からの申

し入れを受けて、教職員と丁寧なコミュニケーションをとってきたと言われたが、各部局からの意見に対する回答に典型的な通り専ら「論破」する角度で語られ、懸念に内在した熟議が行われているとは言えない、(2) 議長が言われる静岡キャンパスの活性化を考えるうえでも、遅ればせながら生じてきた改革議論の方向を両キャンパス分離という前提を超えて進める選択肢を残すべきであり、女性教員有志もSDGsを静岡キャンパスのみの軸とする狭さ等を問うている、(3) 出ている異論は今の大学の枠組みを崩すなという意見であると一括されたが、それは単純化しすぎであり、東西分離・別大学化という枠付けを保留し議論の幅を確保してこの岐路における未来像を探るのが責任ある態度だと考える、(4) 教育学部の教授会は、全体ビジョンを示すような原案の再検討、納得の得られる合意形成、基本合意の延期という、請願署名が求める方向性を学部教授会全体の意思とする結論を出したので再考願いたいとの発言があり、議長から、SDGsは国際社会共通の目標であり、ある特定の場所だけで行えるものではないため、両キャンパスで行うことは当然のことであること、丁寧さに欠くという批判に対しては、各学部での対話集会や本会議での議論で出された懸念事項（賃金格差の問題、病院経営の問題、電子ジャーナルの問題等）に対して丁寧に対応していること、各部局を回り、今まで様々な努力をしており、乱暴に対話を否定しているということではないため、その点は理解いただきたいとの発言があった。

塩尻委員から、石井学長の進め方として、電子ジャーナルや報酬関係の問題などは確認書に入れていただき、丁寧に対応いただいた部分もあるが、東部の構成員が最も重視する大きな問題は一法人一大学なのか、一法人二大学の原案なのかなどの議論であって、今の二大学案については東部で依然反対も多いし、東部部長に最初に話があったのは確認したところ昨年3月6日で、しかも数分で、少なくとも東部の部局に関する説明が欠落した形でこの評議会なり企画戦略会議に提案され、さらに補助金申請経緯もあり、こんな大事なことがこのように進められたことは丁寧と言えないのではないかと発言があった。連携協議会設置もメリット・デメリットの検討を行うところから始まったが、その制度設計の議論は粛々と進む一方、東部の部局にとって二大学案はまだ決まっていない認識にとどまり、ボタンの掛け違い状態にある、その意味では東部の部局が希望しているのは、議論のリセットのように思うと発言があった。

日詰委員から、これまで学長には静岡キャンパス各学部構成員との対話や人文独自の教授会へお越しいただくなど計2回対話をしていただき、それらをもとに人文でも議論を進めてきた。しかし、統合後の姿というものを学部構成員が描き切れていないこともあり、東西両キャンパスを分離することに対しての違和感や反対論が依然としてある。そういう状況の中であって、学長ご自身が主体的にわれわれ教員のところへ降りてきていただき、われわれのわだかまりや疑問点を少しでも払拭する努力をしていただいても良いように思う。今のところ、学長にはそのような努力が欠けているという印象を持っていると発言があり、議長から、皆さんが納得する案は、今回の執行部案を白紙にすることであり、それではこれまで一年近くかけて議論してきたことが無意味になると感じていること、部局内の議論や名誉教授、同窓会への働きかけといった内輪の動きを越えて、産業界や自治体といった外部の方々が我々のことをどう見ているかを意識しても良いので

はないかとの発言があった。

川田委員から、前回本会議に学長から提出された法人統合・大学再編案に対する各部局意見についてにより、工学部では本件について理解され、学長は十分説明されている旨、意見があった。

近藤委員から、浜松医科大学の理事が平成30年10月3日静岡大学企画戦略会議に出席し、一法人一大学は考えていない旨、説明しているので重く受け止める必要がある旨、意見があった。

菅野委員から、連携協議会を立ち上げた後も原案通りに進むとは限らずメリット、デメリットを出し合うとのことであったし、先方の理事が来られて意見を伺ったことをもってそこから先は動かし難いと即断するのは静岡大学を担う判断主体としての責任上疑問であり、ここで議論を収束させることは再考してほしい旨、意見があった。

議長から、収束させるというのは3月末の役員会で、合意書等に基づいて文部科学省も含めて話を進めるということを決めるということであり、今後も全学会議での議論や必要があれば部局との対話を行うことには変わりがないこと、また、今まで同様、浜松医科大学に対して言うべきことは言っていくとの発言があった。

鳥山委員から、合意書等の取り交わしを半年あるいは1年後に延期すべき旨、意見があった。さらに、東部の部局が学長提案に反対しているという現状について監事の見解を求めたところ、鈴木監事から、静岡キャンパスの部局長等からの意見を踏まえ、このような事態が極力生じないように丁寧な議論を行うよう学長に要望したところであり、また、賛成と反対の両者が交錯しており、監事としては賛否を申し上げる立場にはないが、賛成・反対の双方が納得できる話し合いができることよいと考えているとの発言があった。また、このような形で議論が巻き上がったことについては将来のことを考えるある意味では良いことであると捉えている旨の発言があった。

朴委員から、浜松医科大学との法人統合は賛成であるが、一法人2大学案に至るまでの交渉について納得できる説明を求める旨、意見があり、議長から、浜松医科大学に譲歩してこの案になったとは考えていないこと、地区別の独立的運営という歴史的課題解決の大きなチャンスだと最初から考えていたとの発言があった。

議論の後、本件について採決をとるべきとの動議が出され、動議についての議論を行い、挙手による採決を行った結果、過半数の賛成となった（出席委員27名中、賛成14名、反対13名）。その後、本件について平成31年3月末の合意とその後関係機関等との協議や浜松医科大学との具体的な協議を行うことについて無記名投票を行い、過半数の賛成があり（出席委員27名中、賛成14名、反対13名）、可決された。投票に先立ち田島委員から反対票を投じた委員の中で希望するものについて今回の議事録にその氏名を残したいとの意見があったが、その必要はないと東郷委員が発言し、残さないこととした。

2 平成31年度の年度計画について

東郷委員から、平成31年度の年度計画について、資料2により提案があり、審議の結果、原案どおり承認した。

3 国立大学法人静岡大学と国立研究開発法人宇宙研究開発機構（JAXA）との連携大学院に関する協定書締結について

川田委員から、国立大学法人静岡大学と国立研究開発法人宇宙研究開発機構（JAXA）との連携大学院に関する協定書締結について、資料3により提案があり、審議の結果、原案どおり承認した。

4 静岡大学研究フェローに対する報奨金規程の制定について

木村雅委員から、静岡大学研究フェローに対する報奨金規程の制定について、資料4により提案があり、審議の結果、原案どおり承認した。

5 「国立大学法人静岡授業料等金体系規則」等の一部改正について

堀川委員から、卒業生等を対象とした各種証明書発行手数料の徴収を規定するため「国立大学法人静岡授業料等金体系規則」等の一部改正について、資料5により提案があり、審議の結果、原案どおり承認した。

6 静岡大学課外活動団体に関する規程の制定について

寺村委員から、静岡大学課外活動団体に関する規程の制定について、資料6により提案があり、審議の結果、原案どおり承認した。

7 静岡大学大学院法務研究科廃止について

議長から、静岡大学大学院法務研究科廃止について、資料7により提案があり、審議の結果、原案どおり承認した。

8 静岡大学男女共同参画推進委員会規則の一部改正について

議長から、静岡大学大学院法務研究科廃止に伴う改正及び委員会の構成員を改正するため静岡大学男女共同参画推進委員会規則の一部改正について、資料8により提案があり、審議の結果、原案どおり承認した。

9 静岡大学における静岡大学発ベンチャーの称号授与に関する規則の一部改正について

議長から、静大発ベンチャーの定義を一部改正するため静岡大学における静岡大学発ベンチャーの称号授与に関する規則の一部改正について、資料9により提案があり、審議の結果、原案どおり承認した。

10 静岡大学国際連携推進機構規則の一部改正について

議長から、静岡大学国際連携推進機構の部門を再編するため静岡大学国際連携推進機構規則の一部改正について、資料10により提案があり、審議の結果、原案どおり承認した。

1 1 静岡大学規則等の一部改正について

議長から、静岡大学規則等の一部改正（字句等の修正）について、資料 1 1 により提案があり、審議の結果、原案どおり承認した。

1 2 イエナ応用科学大学（ドイツ）との大学間交流協定の更新について

議長から、イエナ応用科学大学（ドイツ）との大学間交流協定の更新について、資料 1 2 により提案があり、審議の結果、原案どおり承認した。

1 3 アルバータ大学（カナダ）との大学間交流協定の更新について

議長から、アルバータ大学（カナダ）との大学間交流協定の更新について、資料 1 3 により提案があり、審議の結果、原案どおり承認した。

1 4 釜山大学（韓国）との大学間交流協定の更新について

議長から、釜山大学（韓国）との大学間交流協定の更新について、資料 1 4 により提案があり、審議の結果、原案どおり承認した。

1 5 タマサート大学（タイ）との大学間交流協定の更新について

議長から、タマサート大学（タイ）との大学間交流協定の更新について、資料 1 5 により提案があり、審議の結果、原案どおり承認した。

1 6 ペラデニア大学（スリランカ）との大学間交流協定の更新について

議長から、ペラデニア大学（スリランカ）との大学間交流協定の更新について、資料 1 6 により提案があり、審議の結果、原案どおり承認した。

1 7 静岡大学名誉教授の称号授与について

議長から、平成 3 0 年度末で定年退職又は退職する教授 1 0 人への静岡大学名誉教授の称号授与について、資料 1 7 及び別添資料により提案があり、審議の結果、原案どおり承認した。

1 8 学生の懲戒処分について

寺村委員から、学生の懲戒処分について、別添資料により提案があり、審議の結果、原案どおり承認した。

Ⅲ 報告事項

1 平成 3 0 年度第 1 2 回企画戦略会議(平成 3 1 年 3 月 6 日)報告

議長から、平成 3 0 年度第 1 2 回企画戦略会議(平成 3 1 年 3 月 6 日)について、資料 1 8 により報告があった。

2 次期部局長等候補者について

議長から、次期部局長等候補者について、資料19により報告があった。

3 主要会議の委員等の学長が指名する者について

議長から、主要会議の委員等の学長が指名する者について、資料20により報告があった。

4 教員の採用等報告について

議長から、教員の採用等報告（採用1件、昇任8件）について、資料21により報告があった。

5 第4期研究フェロー及び第4期若手重点研究者の称号授与について

木村雅委員から、第4期研究フェロー及び第4期若手重点研究者の称号授与について、資料22により報告があった。

6 平成29年度監事業務監査改善要望事項に対する改善措置状況について

東郷委員から、平成29年度監事業務監査改善要望事項に対する改善措置状況について、資料23により報告があった。

7 情報セキュリティーWEBセミナー及び個人情報保護WEBセミナーの受講結果について

東郷委員から、情報セキュリティーWEBセミナー及び個人情報保護WEBセミナーの受講結果について、資料24により報告があった。

8 静岡大学男女共同参画行動計画について

本橋委員から、静岡大学男女共同参画行動計画（2019年度～2021年度）について、資料25により報告があった。

9 事務組織の見直し・業務改善等検討専門部会における検討結果について

堀川委員から、事務組織の見直し・業務改善等検討専門部会における検討結果について、資料26により報告があった。

IV その他

1 静岡大学情報基盤を活用した出退勤管理の方法について

田島委員から、前回本会議で説明があった静岡大学情報基盤を活用した出退勤管理の方法について、事業場外からの事業場内システムへのアクセスを認めることが原則で、事業場外からのアクセスを認めないとする場合には、就業規則に準じる規則（例えば労使協定等）で明示する必要があるとの見解が労基署から示された。従って、「そういうこと（学外からの学内システムへのアクセス）はうちではやらない」という堀川事務局長の発言（第10回教育研究評議会）は個人的な見解にすぎない、とも指摘を受けたこと、また、就業場所は労働条件通知書に絶対的明示事項として記載されねばならないものであり、現在、この通知書を受け

取っていない教員がいる。労働条件通知書の労働者への交付は労働基準法に定められたものであり、通知書の未交付は違法であるというのが労基署の見解であること、以上のことについて田島委員から発言があった。

以上